

会計年度任用職員の報酬等に関する条例

令和元年 10 月 24 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償及び手当については、この条例の定めるところによる。

(報酬等)

第 2 条 会計年度任用職員に対しては、報酬、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項又は第 5 項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に職員の給与に関する条例（平成 11 年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第 5 号）においてその例によることとされている職員の給与に関する条例（昭和 27 年埼玉県条例第 19 号。以下別表において「給与条例」という。）第 9 条の 2 第 2 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に 100 円未満、日額の報酬にあつてはその額に 10 円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務 1 月につき、別表に定める月額に、その者について定められた 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除して得た額を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

5 日額の報酬を受ける会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務 1 日につき、別表に定める月額を 21 で除して得た額に、その者について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数字を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

6 報酬の額は、会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

7 前 5 項に規定するもののほか、会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職

員に支給される在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

- 8 期末手当及び勤勉手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

（費用弁償）

第3条 会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

（報酬等の減額）

第4条 会計年度任用職員の報酬及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、規則で定める。

（支給）

第5条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び手当（第2条第1項に規定する手当に限る。）の支給については、前3条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止）

第2条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第13号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間（以下この条において「特定期間」という。）において非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第13号）の適用を受けていた非常勤職員（月額報酬を受けていた非常勤職員に限る。）で、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から令和2年6月30日までの間にこの条例の適用を受けることとなるものであつて、その者の受ける報酬の

月額が特定期間において受けていた報酬の月額（特定期間において2以上の業務に従事した場合にあっては、当該2以上の業務に係る期間の満了する日のうち、施行日に最も近い日の属する月における報酬の月額（当該月額が2以上あるときは、当該月額のうち最も高い月額））に達しないこととなる場合においては、令和2年6月30日までの間、その者の受ける報酬の月額から特定期間において受けていた報酬の月額までの範囲内において規則で定める額を報酬として支給する。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第4条 彩の国さいたま人づくり広域連合職員の分限に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のように加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第5条 彩の国さいたま人づくり広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の下に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第3号）第2条第4項若しくは第5項の報酬の基本額に限る。））」を加える。

附 則（令和3年11月4日条例第3号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月2日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の会計年

度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 7 年 2 月 1 8 日条例第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 7 年 7 月 2 2 日条例第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

別表（第 2 条関係）

職 種	月 額
行政職	給与条例別表第 1 行政職給料表に定める 1 級における最高の号給の給料月額及びその給料月額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額の合計額